

## 佐賀関大規模火災について

### 1. 火災の状況

#### (1) 日 時

① 覚 知 令和7年11月18日 (火) 17時43分

② 鎮 壓

➢ 半島部分 令和7年11月20日 (木) 11時00分

➢ 薦 島 令和7年11月28日 (金) 13時30分

③ 鎮 火

➢ 半島部分 令和7年11月28日 (金) 13時30分

➢ 薦 島 令和7年12月 4日 (木) 14時00分

(2) 出火場所 大分市佐賀関

(3) 焼損棟数 187棟 (12月1日時点)

(4) 罹災世帯 約130世帯

(5) 焼損範囲 約4.89ha (約48,900m<sup>2</sup>)

(6) 死傷者 死亡 1人 (76歳男性)、

負傷者 1人 (50代女性・頭痛悪寒・搬送済)

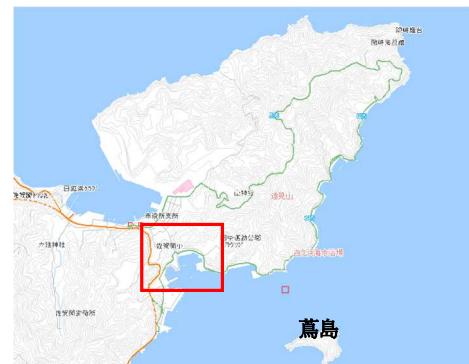
(7) 消防機関等の活動状況

① 大分市 活動状況

・大分市消防局 活動人員 延べ 584人

・大分市消防団 活動人員 延べ 406人

※消防局・消防団ともに警戒巡回を実施



② 関係機関 活動状況

・県内 6 消防本部

(別府市、佐伯市、津久見市、臼杵市、豊後大野市、由布市)

・大分県防災航空隊

・熊本県防災消防航空隊

・福岡市消防局消防航空隊

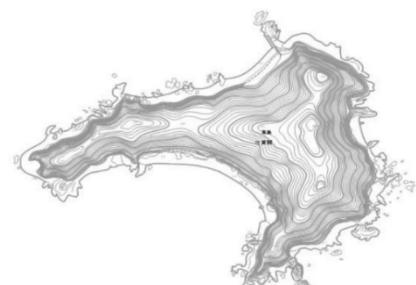
・陸上自衛隊

・大分海上保安部

・大分県警察

・総務省消防庁

・大分大学減災・復興デザイン教育研究センター



## 2. 市の対応状況等

### (1) 市の体制等

11月18日(火)

19:30 指定緊急避難場所開設(佐賀関公民館)  
121世帯 180人(18日23時時点) ※最大避難者  
66世帯 105人(21日18時時点) ※最小避難者  
57世帯 80人(12日07時時点) (JX金属含む)

20:00 災害警戒連絡室設置

23:00 災害対策本部設置

23:55 大分県へ自衛隊の災害派遣を要請  
大分県へ災害救助法の適用を要請

11月19日(水)

03:00 災害救助法の適用(大分県)

09:00 第1回災害対策本部会議

18:25 第2回災害対策本部会議

11月20日(木)

11:00 火災の鎮圧状態(鳴島を除く箇所)

11月21日(金)

09:00 市民サポートセンター設置

11月22日(土)

08:30 被災住民の現地案内開催

11月23日(日)

08:30 被災住民の現地案内開催

14:00 被災者生活再建支援法の適用(内閣府)

17:00 消防警戒区域の縮小

11月24日(日)

10:00 第1回被災者説明会(第1部)

13:00 第1回被災者説明会(第2部)

11月29日(土)

10:00 消防警戒区域解除

12月2日(火)

15:00 第2回被災者説明会(第1部)

19:00 第2回被災者説明会(第2部)

12月17日(水)

16:00 第15回災害対策本部会議

### (2) 被災住民の現地案内

11月22日(土) 参加人数 76人

11月23日(日) 参加人数 40人

延べ参加人数 116人

(3) 住民説明会

第1回 11月24日(月)  
第1部 10時から 参加人数：約220人  
第2部 13時から 参加人数：約 50人  
第2回 12月 2日(火)  
第1部 15時から 参加人数： 107人  
第2部 19時から 参加人数： 63人

(4) 災害廃棄物、家庭ごみの収集について

11月28日(水) 災害廃棄物住民用仮置場等の設置  
12月 1日(月) 警戒区域の一部規制解除地区のごみステーションでの  
家庭ごみ収集再開  
令和8年1月 公費解体順次開始

(5) 11月27日より許可証の発行受付開始(12月16日現在)

立ち入り許可証 350人  
通行許可 465人  
一時立入許可 663人

(6) JX金属製鍊株佐賀関製鍊所 済美寮への希望者受付(12月3日～4日正午まで)  
入所者数 4世帯5人(12月16日現在)

(7) 賃貸型応急住宅の申し込み開始(12月3日～8日)

入居決定者数 14世帯(12月16日現在)

(8) 公営住宅の提供に関する説明会

12月5日(金)  
第1回募集期間(12月5日～)  
入居決定世帯数 31世帯(12月16日現在)  
第2回募集期間(12月15日～16日)  
入居決定世帯数 11世帯(12月16日現在)

(9) 罹災証明等発行件数(12月16日現在)

罹災証明 98件  
被災証明 117件

(10) 支援物資展示・配布会 実施場所：(旧)大志生木小学校体育館

第1回 12月 3日(水) 10時～15時 参加者51人  
第2回 12月14日(日) 10時～15時 参加者67人

(11) その他

11月22日 (土)

水道断水状態解除 (一部水圧低下箇所の給水活動は継続)

電力停電状態解除 (送電保留は除く) 11:30時点

11月25日 (火)

幸の浦地区の水圧低下解消に伴い応急給水活動終了

12月 1日 (月)

「大分市災害ボランティアセンター」設置 (大分市社会福祉協議会)

3. 災害義援金等の受付状況 (12月17日現在)

(1) 一般寄付金 96,846,220円 21件

(2) ふるさと納税 (企業版) 1,097,200,000円 16件

ふるさと納税 (個人) 87,069,279円 4,623件

上記については、既に入金済みのもののほか、寄附等の申し出をいただいたおり、今後入金されるものを含みます。

(3) 義援金 321,120,349円

※12月19日 (金) ~ 申請受付開始

(4) 支援物資 (法人・個人) 延べ331件

# 【大切なお知らせ】

## 令和7年11月大分市佐賀関大規模 火災義援金の配分について（第1次）

令和7年11月18日に発生した大分市佐賀関大規模火災によりお寄せいただきました義援金を、被災者の皆様に公平かつ公正に配分するため配分方法や額を決定する「第1回令和7年11月大分市佐賀関大規模火災義援金配分委員会」を12月11日に開催し、第1次配分について以下のとおり決定しましたのでお知らせします。（※第2次以降については、改めてお知らせします。）

### 1. 配分対象・配分区分

- ・罹災証明書を交付された世帯が対象です

配分区分	配分対象	配分金額
全壊	「全壊」と認定された世帯	100万円
大規模半壊～半壊	「大規模半壊～半壊」と認定された世帯	50万円
準半壊・一部損壊	「準半壊・一部損壊」と認定された世帯	10万円

### 2. 配分方法

口座振込

### 3. 必要書類

- ・義援金配分申請書
- ・罹災証明書
- ・通帳の写し（※原則、世帯主名義のみ）  
※振込口座が、世帯主名義以外（被災時同一世帯員に限る）  
の場合は委任状

受付開始は

12月19日（金）  
午前9：00～



### 4. 受付場所

市民サポートセンター、子ども企画課または郵送

（郵送先：〒870-8504 大分市荷揚町3番45号 大分市荷揚複合公共施設3階 子ども企画課）  
※市民サポートセンターでの受付は、当面の間実施します。

### 5. 振込予定日

12月26日（金）までに申請された世帯は令和8年1月13日（火）に振込予定  
※その後の申請は、順次振込予定

【お問い合わせ】大分市子ども企画課 097-574-6516

# FAQ よくある質問

## 義援金配分委員会とは？

皆様からお預かりした大切な義援金を、被災された方々に公平かつ公正に配分するために設置される組織です。この委員会が、被害状況を考慮し、配分額や対象者などの重要なルールを審議し、決定します。

## 配分は1回のみ？

義援金は、複数回に分けて配分されます。今回のお知らせは、第1次配分の決定内容です。第2次以降の配分についても、配分委員会で審議・決定され次第、改めてお知らせいたします。

## 全員同じ金額がもらえるのか？

義援金は、被災された皆様の生活再建を支援するため、被害の程度に応じて配分額が異なります。配分委員会の決定に基づき、被害の大きい方から優先的・重点的に配分されます。

## 大分市佐賀関大規模火災生活再建支援・復興本部を設置しました

令和7年11月18日に佐賀関において大規模な火災が発生し、多くの建物が焼損する甚大な被害が発生しました。

被災された皆様に心よりお見舞い申し上げます。

同日本市では、災害対策本部を設置し、災害救援法の適用を受け、被災者の救助や避難所の設置、食品の給与など発災後の応急救助に取り組むとともに、応急仮設住宅の供与や被災者生活再建支援法に基づく支援金の給付等に取り組んでいます。

被災者の皆様におかれましては、応急仮設住宅である市営住宅などへの移動が始まっております。今後は、被災者が一日も早く安心で自立的な暮らしを取り戻すことができるよう、まずは、生活再建支援を重点的に実施するため、被災者のニーズを踏まえた支援の検討・実施を行うとともに、復興に向けた検討・取組も進める必要があることから、大分市生活再建支援・復興本部を設置しました。

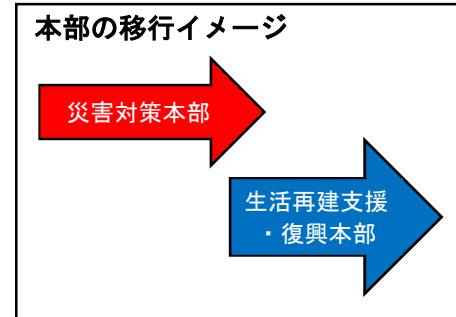
### 1. 概要

名 称 大分市佐賀関大規模火災生活再建支援・復興本部

設 置 日 令和7年12月15日（月）

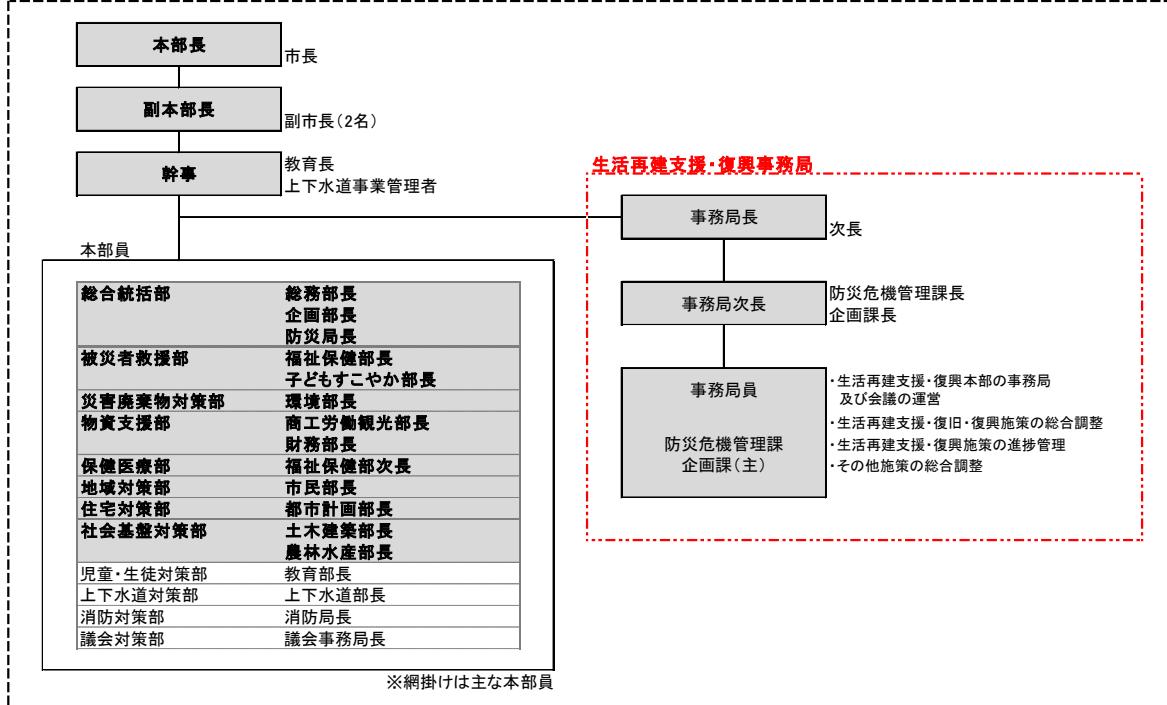
所掌事務

- (1) 生活再建支援及び復興に係る基本方針及び計画に関すること。
- (2) 生活再建支援及び復興に係る施策の推進及び総合調整に関すること。
- (3) 生活再建支援及び復興に係る重要な計画等の年度ごとの評価、目標及び取組に関する審議、決定その他の進捗管理に関すること。
- (4) その他生活再建支援及び復興に関し市長が必要と認める事項



### 2. 生活再建支援・復興本部の組織体制

#### 大分市佐賀関大規模火災生活再建支援・復興本部



※網掛けは主な本部員

## 大分市佐賀関大規模火災生活再建支援・復興本部を設置しました

### 3. 大分市佐賀関大規模火災 被災者生活再建支援制度 支援メニュー集（第1版）

被災者の生活再建を支援するため、災害救助法や被災者生活再建支援法などに基づき、支援を行っているほか、国民年金保険料等の免除なども実施しておりますが、内容が多岐にわたることや、被災者個人個人の状況により受けられる支援も変わっていくことから、本市だけではなく、国、県、民間等で受けられる支援をまとめた支援メニュー集（第1版）を作成いたしました。このメニュー集は、隨時追加、変更してまいります。

メニュー集を被災者の皆様に配布し、生活再建の支援の一助にしてまいります。

#### 【概要】

名称：大分市佐賀関大規模火災 被災者生活再建支援制度 支援メニュー集（第1版）

公表日：令和7年12月18日（木）

本市ホームページに掲載のほか、被災者の皆様に隨時配布

※今後、隨時支援メニューの追加変更を行う



#### 支援メニュー項目

- 罹災証明書の発行（1項目）
- 経済的な支援（10項目）
- 住まいの確保・再建のための支援（8項目）
- 生活面への支援（2項目）
- 各種減免、支払いの猶予等（24項目）
- 事業者に関する（2項目）

合計 47 項目

生活再建支援・復興本部 事務局（企画部 企画課）  
報道対応：広聴広報課 内線 1055